

第2・第4日曜日

市役所窓口の一部を利用できます

市民の皆さんが利用する機会の多い窓口が
日曜日にも利用できます。

時15分

取扱業務

戸籍・住民登録窓口

戸籍関係

市では、仕事や家庭の都合などで平日に窓口に来られない市民の皆さんへのサービス向上を目的に、毎月第2・第4日曜日に、転出入の異動届の受け付けや住民票の交付、各種証明書の発行など、利用する機会が多い業務を行っています。

実施日＝毎月第2・第4日曜日

（平成22年度の休日窓口サービス実施日は左表の通りです）

実施時間＝午前8時30分～午後5時

平成22年度の実施日

月	第2日曜日	第4日曜日
6月	13日	27日
7月	11日	25日
8月	8日	22日
9月	12日	26日
10月	10日	24日
11月	14日	28日
12月	12日	26日
1月	9日	23日
2月	13日	27日
3月	13日	27日

○ 証明書（戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、受理証明、記載事項証明など）の交付

○ 戸籍の届け出の受領（届け出を預かり、後日審査などの処理を行います）

住民基本台帳関係

○ 証明書（住民票、戸籍の附票、記載事項証明など）の交付

○ 住民異動届の受け付け（他市町村に照会が必要な場合などは受理できません）

○ なりた市民カードの発行（住民異動届が受理できない場合は、発行できません）

印鑑登録関係

○ 印鑑登録・住民異動届が受理できない場合は、手続きできません

○ 印鑑登録証明書の交付

外国人登録関係

○ 外国人登録の受け付け

○ 外国人登録原票記載事項証明書の交付

○ 自動車臨時運行許可証・番号標の交付および返納処理

○ 埋火葬許可証の交付

○ 斎場予約確認票の交付

保険・年金窓口

国民健康保険（資格）関係

○ 資格の取得・喪失・変更に関する届け出の受け付け（住民異動手続きが完了していない場合や社会保険証または証明書などを持つていない場合は受け付けできません）

○ 保険証の再発行

国民健康保険（給付）関係

○ 高額療養費（貸し付けを含む）の申請受け付け

○ 療養費の申請受け付け

○ 出産育児一時金（貸し付けを含む）の申請受け付け

○ 葬祭費の申請受け付け

○ 特定疾病カード（人工透析を受ける人）の受け付け

○ 第三者行為の受け付け

○ 人間ドック受検申請の受け付け

○ 限度額認定証の受け付け

○ 特別療養費の申請受け付け

長寿医療（後期高齢者医療）制度関係

○ 資格の取得・喪失・変更に関する届け出の受領（届け出を預かり、後日審査などの処理を行います。住民異動手続きが完了していない場合は受領できません）

○ 障害認定申請、限度額適用申請、高額医療費申請の受領（申請を預かり、後日審査などの処理を行います）

国民年金関係

○ 人間ドック受検申請の受け付け

○ 資格の取得・喪失・変更に関する異動届の受け付け（住民異動手続きが完了していない場合や年金事務所などに照会が必要な場合は受け付けできません）

○ 学生納付特例の受け付け（年金事務所などに照会が必要な場合は受け付けできません）

○ 免除申請の受け付け（年金事務



所などに照会が必要な場合は受け付けできません)

税務窓口

証明書の交付

○課税証明書、非課税証明書、所得証明書、所得等証明書(子ども手当用・扶養手当用・奨学生用)、法人住所証明書、評価額証明書、公課証明書、資産証明書、課税台帳記載事項証明書、課税台帳記載証明書、納税証明書

原動機付き自転車などの登録・廃車の受け付け

市税の納付

納税相談

子育て支援窓口

子ども手当関係

○新規請求・額改定・不足書類の受け付け

○消滅届の受け付け

○現況届の受け付け

母子・父子家庭等医療費等助成申請の受け付け

乳幼児医療・小学生医療費助成関係

係

○乳幼児医療受給券の交付申請の受け付け

○小学生医療費助成申請の受け付け

*資産税課の証明書の交付は、市民税課・納税課で行います。



取扱業務の内容によっては、他市町村に照会が必要な場合があるなど、休日の窓口では手続きができないものや証明書の交付ができないものもあります。また、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証などの本人確認ができるものが becoming necessary in some cases, so please be aware of this in advance.

●戸籍・住民登録窓口：市民課
(☎20-11525)

●保険・年金窓口：保険年金課
(☎20-11526)

●税務窓口：市民税課20-1151

3) 資産税課(☎20-11514)、納税課(☎20-11519)

●子育て支援窓口：子育て支援課
(☎20-11538)

電話予約や郵送での申請による土・日曜日の交付も

平日、市役所に来られない人は、電話予約や郵送での申請でも、住民票や納税証明書などの証明書を受け取ることができます。

電話予約

予約方法：電話で各担当課に交付予約をし、証明書の必要人の住所・氏名・受け取る場所・時間などを伝えてください(下総支所市民福祉課(☎96-11113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)でも受け付けています)

受付日時：月・金曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時まで)

交付方法

交付場所：申請書を書いてもらい本人確認した後、交付します。本人確認ができるもの(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)を持ってきてください

交付日時：土・日曜日(祝日、年末年始は除く) 午前8時30分～午後5時

交付場所：市役所時間外受付(地下1階)、中央公民館(下

総・大栄支所では受け取れませんので注意してください)
手数料：1通300円(無料のものもあり)

交付できる書類と問い合わせ先

○住民票、軽自動車用住所証明書：市民課

○課税証明書、非課税証明書、所得証明書、所得等証明書(子ども手当用・扶養手当用・奨学生用)、法人住所証明書：市民税課

○評価額証明書、公課証明書、資産証明書、課税台帳記載事項証明書、課税台帳記載証明書：資産税課

○納税証明書：納税課
郵送による交付申請

市民課、市民税課、資産税課、納税課で交付する証明書を、郵送での交付申請により受け取ることができます。

郵送での交付申請をする場合は、申請書(請求書)、返信用封筒、交付手数料(定額小為替)、本人確認ができるものなどが必要です。申請できる証明書の種類などについては各担当課に問い合わせてください。